1 ひのきの杜 (社会福祉法人 すぎのこ会)

事業所概要

サービス種別:

ひのきの杜:施設入所支援、短期入所、生活介護のサービスを提供している。

職員体制:

約44名(正規職員30名、準職員14名)

※令和3年3月31日時点

利用者の状況:

身体障害者療護施設からの移行のため、主たる対象は身体障害者。法人が知的障害の入所からスタートしているため、知的障害との重複障害の利用者が多い。施設入所支援32名、短期入所7名、生活介護40名。同一建物内に、主に身体障害対象の通所事業所(放課後等デイサービス5名、生活介護15名)を併設している。

法人概要

サービス種別:

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、短期入所、生活介護、障害者支援施設、共同生活援助、就労継続支援 B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援等のサービスを提供している。

職員体制:

384 名 (内、14 名は業務委託)

※就労系などの日中系の事業所等は、看護師や作業療法士が兼務している例が多い。



I 虐待防止に向けた取組

- ✓ 虐待防止規程に基づき、法人に総括虐待防止責任者(常務理事)、施設・事業所ごとに施設虐待防止責任者(施設長)、虐待防止受付担当者(課長あるいはサービス管理責任者等)を配置している。また、今後、法人に虐待防止委員会を設置予定である。
- ✓ 職員が市に虐待通報を行った場合、併行して第三者委員会・理事会に報告する体制としている。市から受けた文書や口頭での指導は、同様に第三者委員会・理事会に報告し、職員にも回覧して周知を図っている。
- ✓ 虐待が疑われる事案が起きた場合、施設・ 事業所ごとに設置されている虐待防止委員 会や全体会議等で対応を検討し、その結果 を職員に周知している。
- ✓ 施設・事業所では、これまで虐待防止委員会という名称ではなくマナーアップ委員会や権利擁護委員会といった名称で委員会を設置している。当該委員会は、内部研修や虐待防止に関するチェックリストの取りまとめを行う等の役割を担っている。
- ✓ 法人全体でも虐待防止や権利擁護の研修を 行っており、企画運営は法人本部の法令遵 守部と研修部が合同で実施している。
- ✓ 権利擁護や虐待防止は就業規則の遵守事項 として規定するとともに、職員に配布する 「職員心得」に人権の尊重(禁止事項・虐 待行為の例示)を明記し、普段から意識し てもらえるよう工夫している。

Ⅰ - 1 研修

〇実施主体

法人が実施する全体研修は研修部が企画・運営しており、虐待防止に係る研修は研修部と法令遵守部が合同で開催企画実施している。研修後に職員からアンケートを取り、今後の研修に生かしている。

また、各施設・事業所の虐待防止委員会の委員が中心となって虐待防止に関する各施設・事業所単位の内部研修を企画実施している。

〇研修内容

内部研修:新規採用者などへの階層別研修

当法人では、階層別研修を実施しており、いずれの階層でも、権利擁護やサービスの質の向上につながる研修を行っている。特に新規採用者への研修において、チェックリストを活用し、虐待の疑いがある事案がないか確認するといった講義を行っている。チェックリストには、「利用者への接し方」に関する項目があり、採用後1か月、3か月、6か月に、その項目についてチェックすることで自身の仕事ぶりの振り返りを行うようにしている。

また、当施設では、年間研修計画を立案しており、その中で様々な内部研修を企画している。 外部研修を受講し復命書を書くだけでは自分事として捉えにくく、せっかく得られた知識が定着しないため、外部研修の受講者には講師役を担ってもらい、事業所内の受講しなかった職員に受講内容を教える「伝達研修」を実施している。

伝達研修ではできるだけグループワークを行い、一方的に知識を伝えるだけではなく、話し合いを通じての習得することを目指している。 例えば、虐待の定義等について説明した後は、 虐待や不適切な事例と判断すべきかどうか迷う 施設内の事例を話し合い、あるべき姿を確認したり、適切な支援につなげたりしている。

これまでに実施した虐待防止・権利擁護に関する取組は下記のとおりである。

- ①保護者から我が子への想いやとも に歩んできた人生などを聴く機会 の提供
- ②利用者から意見・要望を聞くための 懇談会の定期的な開催
- ③支援の喜びアンケート(支援を通じ て嬉しかったことや学んだことの 職員アンケート)を実施し、職員間 で仕事のやりがい等の共有
- ④笑顔、挨拶が素敵な職員アンケート の実施・発表
- ⑤権利擁護に係るスローガンを月ご とに決定し、支援員室に掲示
- ⑥日々の支援で直面する課題について、5名程度でグループワークの実施(例:呼称、同性介護、支援の際利用者を待たせること等)
- ⑦身体障害以外の知的障害、精神障害 の特性を理解するための内部研修 の実施(例:行動障害、こだわりへ の対応等)
- ⑧実習生の積極的な受け入れ(社会福祉士や介護福祉士の取得を目指す 実習生が減少してきたため、近年で は教員免許取得希望者の「介護体 験」の実習生を年 5 名程度受け入 れ、外部の目が入るようにしてい る)

先述したチェックリストは、チェックすること自体を目的とすると、虐待防止の取組がマンネリ化するため、そうさせない工夫が大切である。例えば、2021年6月に行われた法人内の一事業所での内部研修では、課長等ではなく、若

手職員自らが講師となって言葉遣いやスピーチロック等をテーマに、先輩職員を含めたグループワーク等を行うことで、意識啓発を図った。

外部研修

全国や関東甲信越地区の身体障害者施設協議会の研修会には積極的に職員を派遣し、障害特性を踏まえた支援・介護方法や他施設の取組事例を学んでいる。また、当施設内の取組を積極的に実践発表することで、施設の特徴や強みを再確認するとともに職員の自信につながっている。さらに、他施設等への出張を通じて、職員間、近隣施設職員とのコミュニケーションが深まっている。

2021 年度の市主催の「地域生活支援拠点の報告会・障害者虐待防止研修会」では、入所系、通所系、訪問系、児童系のサービス別に虐待防止取組事例を発表し、虐待防止や権利擁護について話し合う機会があった。他法人・他分野の取組を学ぶことができ、参考となった。



市主催の障害者虐待防止研修会の様子

〇実施にあたっての工夫

月に1度、会議や委員会を集中的に実施する 日を設けることで、職員が会議や研修に参加し やすいように工夫している。

職員の間で支援について疑問や話題になっていることについて意見収集を行い、その内容を研修内容に反映することで、個人の問題ではなく組織の問題として認識することができると考えている。例えば、知的障害に起因する行動な

のか、認知症に起因する行動なのかにより、支 **〇責任者の配置** 援の仕方が変わってくるが、その判断が難しい 場合などは、職員が一人で抱え込まず、施設内 の他の職員に相談しやすい環境を整えるように している。

当法人では、職員の異動希望調査を毎年行い、 複数の施設・事業所を経験できるように計画的 な人事異動を行っている。そうすることで、幅 広い知識を持った職員の育成に繋がり、培われ たノウハウを法人内で共有できると考えている。 や、行政から求められた際などの窓口となる役 また、定期的な人事異動は、不適切な支援をし ている場合に他施設から来た職員の目にさらさ れることになり、不適切な支援が定着すること なく改善につながると思われる。

Ⅰ-2 虐待防止委員会の設置等

〇設置の背景

当法人では、外部監査等のコンプライアンス 上の対応の必要性から虐待防止規程の整備を開 始した。

〇基本方針

る予定である。

2020年度までは、「虐待防止」という名称を 使うと、「自分は虐待をしていないので関係ない 委員会だ」と認識する職員がいたため、当法人 の多くの施設・事業所が「虐待防止委員会」と いう名称を用いた会議体を設置していなかった。 ワークなどで話し合い、支援方法を統一するよ そのため、「マナーアップ委員会」や「権利擁 護委員会」といった名称をつけて虐待防止の啓 発を中心に活動してきたが、今後は委員会が義 務化されるため、「虐待防止委員会」「身体拘束」

適正化委員会」といった名称に変更して運用す

虐待防止規程に基づき、法人に総括虐待防止 責任者(常務理事)、施設・事業所ごとに施設虐 待防止責任者(施設長)、虐待防止受付担当者(課 長あるいはサービス管理責任者等)を配置して いる。なお、虐待防止責任者である常務理事は 虐待防止と併せて苦情解決も担当している。

総括虐待防止責任者は、各施設・事業所で解 決できなかった不適切な支援等の事例への対応 割を担っている。

虐待防止受付担当者は各事業所や現場での虐 待防止の責任者である「虐待防止マネージャー」 の役割を担っており、各施設の課長等が務めて いる。なお、課長がいない小規模な通所系事業 所などでは、サービス管理責任者や総括主任が 務めている。

法人全体の虐待防止委員会は設置していない が、今後は、法人本部管轄のサービス管理部の 中に設置するなどの対応を検討中である。

○協議内容・協議結果の職員への周知

職員向け研修は、虐待防止の啓発的な内容の ものが中心となっている。

特に身体障害のある利用者が入所する当施設 では、安全のためのベッド柵設置や車いす上で のベルト装着など、身体拘束に該当するのか、 継続の必要があるのかなど判断に迷うことが多 く、不適切なケア事例なども含めて、グループ うにしている。

また、この他にも外部研修参加者からの伝達 研修、第三者委員会等の内容、市から受けた文 書や口頭での指導事項、近隣で発生した虐待事 案等の新聞記事なども職員に回覧している。

○規程類の整備

2013年に「虐待防止規程」を整備した。

2022 年度に向けて、虐待防止委員会の法人内 の位置づけや実施回数等、体制を見直す予定で ある。

〇虐待防止委員会の整備にかかった期間

2021 年度中に法人としての委員会を整備予定 である。

○委員会を有効に機能させ、形骸化させないた めの工夫

施設・事業所内での相談しやすい雰囲気や、 虐待のサインを拾って解決していけるような雰 囲気を作ることが必要である。

支援を通じて職員も喜びや成長を感じられて いることを職員間で確認し合うことで、「サービ スの質の向上=虐待をしない・権利を擁護する | という意識が啓発されると考えている。

年度始めに当該年度の重点目標(例:マニュ アルやチェックリストの見直し、掲示物の作成、 スローガンの募集など)を決めて、目標に向け て計画的に活動することで、虐待防止の取組が マンネリ化しないように工夫している。

チェックリストの実施・取りまとめで終わり ではなく、改善策の検討(例:研修の実施、マ ニュアルの見直しなど)過去の結果との比較・ 検証を行うことを目指している。

〇未然防止のための取組

虐待が疑われる事案が起きることは、個人の 問題や責任ではなく法人や事業所で対応すべき 問題である旨を伝え、報告しやすいように心が けている。

利用者や職員のネガティブな面ばかりを「ヒ ヤリハット」として記録・指摘し合うだけでは なく、支援を通した喜びや成長を「ニヤリ・ホ ット」として職員間で確認や共有をすることを 目指している。

法人内で過去に虐待通報した事案では、虐待 とは認められないが特定の職員がいわゆる困難 事例を一人で抱え込んでしまっていることに対 して市から指導を受けたことがあり、それをき っかけに、他の支援員や多職種との連携、行政 サービス管理部と法令遵守部を中心に検討し、など専門機関への相談等によって未然に防止す るという方針で普段の業務を行っている。

> 利用者が安全・安心に生活をするための支援、 専門性のある質の高い支援を目指そうという風 土づくりが、結果的に虐待の未然防止に繋がる。

Ⅱ身体拘束等の適正化に向けた取組

○身体拘束等の記録の実施

当施設では、大半の利用者が車いすを利用し ており、うち半数程度は知的障害との重複障害 がある。体幹を維持・安定させ活動性を高める 目的でベルトやテーブルを設置したり、加齢や 退院直後で身体機能が低下した際に利用者にと って安心感につながる等の理由から、転落防止 のためのベッド柵を設置したりすることがある。 緊急やむを得ない場合を含めて、家族の同意を 得て身体拘束をしている。

肢体不自由の入所者の中には、身体状況のみ ならず職員の介護負担軽減など支援者視点から、 畳(ふとん)ではなくベッドを選択する場合も 少なくない。そして、転落防止のためにベッド 柵を使用する環境が作られ、更なる防止策とし てベッド柵を両側に設置する、ベッド柵の隙間 に手や足などを挟まないように完全にマットで 塞ぐ等に発展する場合がある。身体拘束等の適 正化には、利用者の尊厳、機能維持・向上、安 心感がある等に加えて、職員の介護負担軽減の 視点からリフトや見守り機器など介護ロボット 等の導入などの環境整備も必要である。

これまでは利用者個々の身体拘束の状況を表 計算ソフトで管理していたが、2021年の施設の 移転に伴い新たな記録ソフトを導入・定着を目 指す中で、職員の記録の負担を減らし、かつ指 導監査にも対応できるように取り組んでいる。

○身体拘束の適正化に関する委員会等の実施

当施設では、身体拘束等の適正化に関する研 修はこれまで「マナーアップ委員会」の中で実 施していたが、法改正に伴い 2021 年度に「権 利擁護・虐待防止委員会」に名称を変更し、そ の中で身体拘束についても議論し、考えを深め ている。

身体拘束が必要な利用者について半年に1回 以上はカンファレンスを設けているが、利用者 の安全や家族からの要望を理由に、テーブル設 置やベルトをすることが当たり前と捉えている 職員もいるため、支援やカンファレンスを通じ て、行動制限・身体拘束にあたることを伝えて いる。障害特性や身体機能の状態から以前は必 要であったとしても、時間の経過・本人の成長 を経て状況が変わってきている可能性も踏まえ、 自分たちの支援の視点や在り方、身体拘束の方 法、時間短縮、解除に向けた取組について、職 員同士で話し合いをする場を設けている。そう いった話し合いの場が重要であると考えている。 もケアされる喜び、福祉の誇りや存在意義の確

また、障害特性や認知機能の低下などにより、 異食の危険があることからミトンが必要である という事例検討において、「日中夜間、居室や共 有スペースを問わず、24時間管理体制をとるこ

とで異食を防止することができる」、「常時どこ にいても管理・監視されていることと『本人の 自由』をどのように考えればよいのかし、「常に 管理することのできない職員体制の状況では、 ミトンという選択肢はやむを得ないのではない か」、「可能な限り『本人の自由』の方向に図っ ていくことが大切だしなど、様々な意見が出さ れた。虐待防止研修と同様に研修にグループワ ークを取り入れる、カンファレンスで具体的に 対応策や検証を話し合うなど、継続的に取り組 むことが大切である。

○身体拘束の適正化に関する指針等

現時点で身体拘束の適正化に関する指針等を 明確に定めたものはない。

3ヵ月や半年に1回、個別支援計画の見直し の中で必要性を検討する、支援員だけでなく看 護師や療法士など多職種の視点から検討をする といった考え方で整備することを想定しており、 2021年度中に指針(マニュアル・ガイドライン 等)を整備する予定である。

このテーマを掘り下げていくと、その言動に 至る職員の心理にも目を向ける必要があると感 じる。日頃からの風通しの良い職場環境づくり、 働き方改革の推進、利用者を支援しながら自分 認と共有、そして障害特性の理解と人権意識な どが大事になると考え、その想いを指針に盛り 込み、研修を実施していきたい。

2 社会福祉法人 みんなでいきる

事業所概要

サービス種別:

短期入所、生活介護、共同生活援助、放課後等デイサービス、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談 支援等のサービスを提供している。

職員体制:

約70名※令和3年9月時点

法人概要

サービス種別:

短期入所、生活介護、共同生活援助、放課後等デイサービス、一般相談、特定相談、障害児 相談支援等のサービスを提供している。

職員体制:

約 400 名

利用者の状況:

生活介護は20名定員の事業所が2箇所、放課後等デイサービスは10名定員の事業所が3 箇所、グループホームでは1事業所14名にサービスを提供している。短期入所は8床。介護 保険の短期入所「サンクス柿崎」は40床だが、障害枠は空床利用型のため明確な定員は無い。 障害種別は知的障害が主体で7割程度を占めており、その他身体障害者も含まれている。



I 虐待防止に向けた取組

- 虐待防止委員会は事業部全体で一つ設置し、〇研修内容 下部組織として、児童系、成人日中支援系、 居住支援系とサービス種別ごとに合同虐待 防止小委員会を設置している。委員会での 議論や決定事項は、協議結果を文書化して グループウェアで周知をしている。
- ✓ 虐待防止委員会の委員長は障害福祉事業部 長、委員は虐待防止マネージャー、総務課 長、主任看護師、係長級職員、その他必要 に応じて委員長が認める者が参加する体制 としている。虐待防止マネージャーは支援 課長が務めることとしている。
- 研修は、年2~3回、権利擁護や虐待防止 のための研修を他法人と合同で実施してい る。

I-1研修

内部:入職時研修

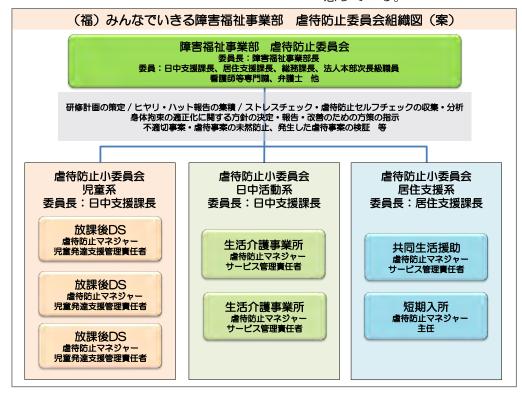
新卒・中途採用合わせて法人全体で毎年20名 程度入職するが、入職時に高齢者介護、児童福 祉、障害者福祉での権利擁護等の共通の事項に 関する研修を実施した上で、各部門で障害者虐 待防止法等の個別の関係法令等の研修を実施し ている。

他、月1回開催している事業所全体会議にお いて、障害者虐待や権利擁護に関する研修を実 施している。

外部研修

他法人との合同研修

当法人から他法人との合同研修に参加した職 員が、他法人の同世代や年下の参加者が企画業 務に携わっていたり、権利意識が高い姿をみた りして刺激を受けることも多い。そういった理 由から、他法人との合同研修を実施するにあた り、オンラインでの意見交換も非常に効果的と 感じている。



管理者同士や他法人との意見交換

見交換することが多く、例えば、ある社会福祉 法人では、「職員負担の軽減や離職防止を目的に 常勤職員の複数サービス種別の兼務をやめた」、 「職員間の意見の相違や軋轢については、利用 者のためになっているか否かで判断している | といったマネジメントに関する話を聴き、参考 としている。

当法人では目標管理制度を導入しており、職 員に目標管理シートの作成を求めている。目標 管理シートにはサービスの質の向上などの目標 を自発的に記入してもらい、年間を通じてその 目標を実現してもらうようにしている。このよ うな活動を通じて自分を振り返り、質の向上が ひいては虐待防止につながると考えている。ま た、虐待防止委員会の規程等の書類を当法人よ り希望する法人に共有したり、他法人の書類を 参考に見せてもらったりすることもあり、相互 に情報共有することにより地域内で虐待防止に 関する意識は進んできていると考えている。

市内事業所による連絡会

放課後等デイサービスや相談支援については、 市内の事業所による連絡会などがある。今後、 地元で活動している法人の方々に参加してもら える機会を作りたいと考えている。

Ⅰ - 2 虐待防止委員会の設置等

○設置の背景

虐待防止委員会は事業部全体で一つ設置し、 下部組織として、児童系、成人日中支援系、居 住支援系とサービス種別ごとに合同虐待防止小 委員会を設置している。

虐待防止委員会の委員長は障害福祉事業部長、 管理者同士ではマネジメント方法について意 委員は虐待防止マネージャー、総務課長、主任 看護師、係長級職員、その他必要に応じて委員 長が認める者が参加する体制としている。

> 虐待防止マネージャーは支援課長が務めるこ ととしている。

〇基本方針

虐待防止委員会は法人全体、各事業所いずれ にも設置している。

○責任者の配置

虐待防止委員会は、委員長含め6名で、各小 委員会から1名ずつ委員が参加している。虐待 防止に関する役職員の役割は以下の通り。

委員長:障害者虐待防止責任者。事業部長が 務める。

委員 : 虐待防止マネージャー、総務課長、 主任看護師、係長級職員、その他必 要に応じて委員長が認める者が務め

○協議内容・協議結果の職員への周知

新しい虐待防止委員会は、2021年10月より 年に4回開催予定である。

虐待防止委員会では、日々の支援で虐待に繋 がることがないか、職員のストレスチェックの 結果に問題がないか等について確認し、虐待防 止に向けた取り組みについて検討をしている。

当法人では、虐待防止委員会以外でも健康チ ェックアプリを活用し、厚生労働省が示してい る項目に沿って随時ストレスチェックを実施し ている。ストレスチェックの結果も踏まえて労 働環境等の調整を行うことで離職防止に役立て ている。

委員会での議論や決定事項は、協議結果を文 書化してグループウェアで周知をしている。グ ループウェアの機能のひとつである「回覧板」

機能を活用し、宛先職員が未読のままだと送信者が確認できることから、情報の共有状況を一覧で把握している。

周知内容に対する問い合わせがある場合は各 事業所の虐待防止マネージャーが個別に対応し ている。

○規程類の整備

「障害者権利擁護・虐待防止対応規程」等を整備しており、この規程に沿った活動をしている。

規程では、現場の職員が普段気づいたことについて小委員会等で意見や状況を提示することとしており、小委員会等の判断で、必要により随時規程に必要事項を追加する仕組みとしている。これまでは、明確な規定がなかったが、ここ数年で虐待防止に関する上位概念をまとめるなどし、その上位概念をもとに現場レベルで活用できるように、様々な文書を整備してきた。

規程があると職員や利用者が意識的にしっか り守ろうとするようになるという実感がある。

○虐待防止を進める上でその他苦労したこと

グループウェアを活用した情報共有の仕組み は虐待防止について重要な役割を担っているが 導入当初は一部の職員に抵抗感があったようだ。 何度も説明を繰り返し、メリットを感じてもら うことでこのような抵抗感は少なくなっている ようである。

ハラスメントと虐待は、それらが発生する職場環境に類似点が多いと感じている。ハラスメントを行う職員は虐待もしてしまう傾向があると考えている。すなわち、ハラスメントを防ぐ仕組みを作ることは虐待防止にもつながると考えている。

若い職員は比較的新しい考え方にも順応しや すいが、利用者を「ちゃん」づけで呼んだり、 取引的なコミュニケーションをしたり、一部の 職員の不適切な処遇による「成功体験」や職場のカルチャーを変えたりするのには時間がかかった。

一度意識を変えることに成功すると、離職率 もストレスチェックの数値も目に見えて改善し ていった。

○委員会を有効に機能させ、形骸化させないための工夫

虐待防止委員会が形骸化する理由は、取組の 内容を上層部やサービス管理責任者・管理者だ けで決めてしまうことにあると考える。虐待防 止に関する様式を作るにしても上層部のみで全 てを決めず、現場に近い人たちが関与し、みん なで作っているという雰囲気を大切にしている。

また、理念を常に振り返る体制を整えることで虐待防止の取組が形骸化しないと感じている。

今後は、専門的な福祉の業務を担ってこなかった、短時間労働者にフォーカスしようと考えている。具体的には送迎を担当する運転手の方々が委員会の意義や権利擁護について理解してもらえるようにしたい。例えば、30歳の利用者を「あの子」と呼ぶ習慣を変えていければ、職員の権利擁護に関する意識を変えることができるのではと考えている。

〇未然防止のための取組

通報してよい、たとえ通報したとしても身分 も保証される、ということを徹底して職員に伝 えている。

基本的に虐待を防止する為には研修や支援の 質を上げていく他ないと考えている。

ただ、職員がどれだけ我慢をしていても、怒鳴ってしまったり、手が出てしまったりすることをなかなか避けられない場面が出てくる。そういった難しい場面があることをまずは上層部がしっかりと認識し、自分がしてしまったよく

なかった例等を職員に共有していくことが重要 と考えている。

その行為について「当たり前ではない」という 認識を持たせるようにしたい。まずは「鍵をか けることは身体拘束にあたるのだ」という認識 をもつように、職員の意識に働きかける取組を している。

Ⅱ身体拘束等の適正化に向けた取組

○身体拘束等の記録の実施

当法人には一人だけミトンをはめている利用 者はいたが、あまり拘束が必要な場面はなかっ た。また、ユニットの施錠についても拘束と捉 え、同意を取ったか等を記録する様式を整える 予定である。

職員の中には、「ユニット施錠は当然ではないか」という認識を持つ者もおり、課題であるという認識である。

〇身体拘束の適正化に関する委員会等

身体拘束自体がほぼないので、適正化を目的 とした会議体は明確には設けていない。

知的障害のある方が中心の事業所になると、 施錠がテーマとしては重要と考えている。サー ビス管理責任者や主任は、ユニットに鍵をかけ ることは「施錠」だと認識していた一方、管理 者である課長は施錠であるとは考えていなかっ た。今後、「安全の確保ための施錠」は「拘束」 にあたることを明確にし、ユニット施錠の取扱 を議論していきたいと考えている。

不随意運動がある人(自分の意志とは関係なく体が動いてしまう人)については、自身を傷つける恐れがあるため腕をベルトで制御している利用者が過去にいたが、記録をとっていなかったので、本来は記録をしないといけない。

身体拘束は「縛る行為」だと認識している職員が多いが、施錠等の「行動の制限」も身体拘束にあたり、それを理解できるような研修ができると良いと考えている。例えば、外部からの見学受入時等にユニットの鍵を開け閉めするが、

○身体拘束の適正化に関する指針等

「身体拘束等の適正化のための指針」及び、利用者のご家族に対する**「身体拘束・行動制限に関する説明書」(参考)**等を整備した。

| 身体拘束・行動制限に関する説明書 | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|-------------|---------|-----------|-----|------------|--------|-------------|------|--|
| 1様 _の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 2. ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。 | | | | | | | | | | |
| ①利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。 | | | | | | | | | | |
| ②身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する看護・介護方法が無いと判断されるとき。 | | | | | | | | | | |
| ③身体拘束その他の行動制 | 削限が一時的で | ある。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 個別の状況による拘束、 | | | | | | | | | | |
| 行動制限の理由 | | | | | | | | | | |
| 身体拘束、行動制限の方 | | | | | | | | | | |
| 法(場所、内容、部位) | | | | | | | | | | |
| 拘束、行動制限の時間帯、 | | | | | | | | | | |
| 及び時間 | | | | | | | | | | |
| 特記すべき心身の状況 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 【身体拘束、行動制限の界 | 骨始及び解除の | 予定】 | | | | | | | | |
| 一 令和 年 月 | 日 時 | 分 | から | 令和 | 年 | 月 日 | 時 | 分 | まで | |
| | | | | | | | | | | |
| 上記の通り、実施いたしま | す。 | | T1 V T= | :1171 - 1 | | . V as the | | I of 단순식II | | |
| | | | 社会作 | 他法人の | - | いきる 障 | | | | |
| | | | | | (争弟 | 所名○○○ | 100) 1 | 言埋 者 | 0000 | |
| 利用者、ご家族の記入欄 | | | | | | | | | | |
| | ጥ | | _3/15/ | ノョレノへ作制 | | | | | | |
| 上記の件について説明を受 | らけ. 確認いた | しました | | | | | | | | |
| 1 | | . 0 0, 0, 0 | | 令和 | 年 | 月 | В | | | |
| | | | | | • | | _ | | | |
| | | 氏 | 名 | | | | ЕД | | | |
| | | | | | | | _ | | | |
| | | (5 | で本人と | この続き | 丙) | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| (参考)身体拘束・行動制限の例 | | | | | | | | | | |
| ・ 車いすやベッドなどに縛り付ける | | | | | | | | | | |
| • 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける | | | | | | | | | | |
| ・ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる | | | | | | | | | | |
| ・ 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する | | | | | | | | | | |
| 行動を落ち着かせるた | めに、向精神 | 薬を過剰に | に服用る | させる | | | | | | |
| ・ 自分の意思で開けるこ | ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する 等 | | | | | | | | | |
| I | | | | | | | | | | |